（調停申請書の記入例）

　　年　　月　　日

調　停　申　請　書

大阪府公害審査会　様

（住所）大阪市中央区大手前○番○号

（氏名）甲田太郎

（住所）同上

（氏名）甲田花子

（住所）同上

（氏名）甲田幸子

（代理人による申請の場合は

申請人代理人　○○○○　　）など

申請人は、公害紛争処理法第26条の規定に基づき、下記のとおり調停を申請します。

1. 当事者

申請人　（住所）大阪市中央区大手前○番○号

（氏名）甲田太郎

（住所）同上

（氏名）甲田花子

（住所）同上

（氏名）甲田幸子

被申請人（住所）大阪市北区中浜○番○号

（氏名）○○○○株式会社

代表取締役　○○○○

1. 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所
2. 事業活動の行われた場所

上記被申請人住所の所在する工場

1. 被害の生じた場所

上記住所に所在する申請人ら宅

3 調停を求める事項

1. 被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
2. 被申請人は、振動についてこれを軽減する措置をとらなければならない。
3. 被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。
4. 上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。

との内容の調停を求める。

4 理由及び紛争の経過

1. 申請人甲田太郎と甲田花子は夫婦であり、申請人甲田幸子はその母親である。申請人らは上記申請人の住所に同居している。
2. 被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、平成○年○月頃、上記住所に工場を設置した。
3. 被申請人会社は、稼動当初は、設備が小さかったためか、それほど騒音、振動を発生させていなかった。ところが、昨年○月、被申請人会社は、工場内に増設工事を行い、機械製作のためのボイラー、モーター、コンプレッサー等を備え付けた。また、この増設工事後、それまでの午前9時から午後5時までの稼働時間を3時間延長し、午後8時までとするようになった。
4. このため、増設工事後、被申請人工場の操業により騒音、振動が激しくなり、敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障を生ずるようになってきた。
5. そこで申請人らは、昨年○月、被申請人会社に対しその対策を要望したが、被申請人会社は言を左右して誠実に対応しようとしなかった。
6. 申請人らは、本年○月、○○市役所の公害相談員に実情を説明し、○月○日、申請人らの立会いのもとで、申請人らと被申請人の境界線上等において、騒音、振動値の測定を行ったが、その結果、振動は規制基準値内であったが、騒音については規制値を超えていた。
7. しかし、申請人らは、騒音に限らず振動による被害も大きいことから、公害相談員を通じて被申請人に対し、上記測定値を示しながら対処方を要望した。
8. ○月○日、相談員立会いの下で、申請人らと被申請人間の話合いが行われたが、被申請人は騒音については何らかの対策を講ずる旨述べたが、振動については規制基準値内であることを理由に対応できないと回答した。
9. 申請人らは、それでは何の解決策にもならないと考えたので、この日以後3回の話合いを重ねて振動に対する対策も要求したが、被申請人会社は上記回答に固執し、○月○日の最終話合いで決裂状態となったので、本件調停申請に及んだものである。

以　上